

畑の一隅に死者を葬る習俗をめぐって

——葬送・墓制史の理解のために——

加藤 正春

一、はじめに

柳田国男は「葬制の沿革について」のなかで、「屋敷と近接した控へ地の片隅などに、先祖代々の石塔を守護して居る例は、関東奥羽の村々に多いのみならず、是と全く隔絶した南九州の山村などにも、往々にして之を目撃したことがある」と述べ（柳田 二〇〇一・一九八）、続けて「其墓場が今尚埋葬所として、使用せられて居らぬものが多いのを見れば」と記す（柳田 二〇〇一・一九八）。「其墓場」は先祖代々の石塔の守護された控え地の片隅を意味するから、柳田は、そのような「墓場」に二種類のものがあることを指摘しているのである。

その一つは、後半の引用に述べられた、「其墓場」を「今尚」埋葬所として用いていないものである。これは「固有」とみなされ、古代以前の葬制を引き継ぐものである可能性が示唆される（柳田 二〇〇一・一九八、加藤 二〇一・二一・五七）。もう一つは、引用の同じ部分に含意される、「其墓場」をすでに埋葬所として用いている例である。これは、「現にその分布は全国である」（柳田 二〇〇一・一九八）と認識され、『明治大正史世相篇』では次のように説明される。

さりとて遠い荒野や寂しい山に愛する者を棄てて行くのは猶忍びないので、それがいつと無く家の傍の礼拝所に埋める習はしとはなつたのである。明治の初、猥りに耕地の際へ埋葬しては相成らぬといふ達しの出たのも、此風を禁ずる目的であつたが、既に根強い慣習になつて居たと見えて、今も南九州や関東奥羽の山村の、屋敷に接した控え地の片隅などに、前々からの葬地が残つて居る。（柳田 一九九八 a・五一〇）。

ここでは、葬法としてのオキツスタへ（以下、地上安置型葬法と呼ぶ）と土葬、人を葬る場所としての「遠い荒野や寂しい山」と「家の傍の礼拝所」という、四つの要素の關係が論じられている。「荒野と山」は死体の安置場所であり、「礼拝所」は「死の聯想から出来るだけ早く離脱して、清い安らかな心で」（柳田 一九九八 b・一〇五）「祖霊を礼拝し、且つ供養する」（柳田 一九九八 a・五〇九）場であつた。そして、地上安置型葬法から土葬へという葬法の推移があつて、多くの礼拝所が葬地になつた。柳田は、この変化には都市の勃興による人心の変化、仏教寺院の関与、江戸幕府の施策などがかわつていと論ずる（柳田 一九九八 a・五〇九～五一一）¹⁾。

いずれにせよ、引用した柳田の一連の文言は、「家の傍の礼拝所」と「屋敷と近接した控え地」が同じものであり、かつそこには「耕地の際」、すなわち畑も含まれるとするものである。柳田は「控え地」を広くみていたのである。その後の研究は、この場所を「屋敷墓」として把握し、「家の傍の礼拝所」との関連を問う方向に進んだように思える。しかし、そのような議論は、「控え地」の属性の一方の端を

みたものであり、他方の端は見据えられていない。そのことは、畑の一隅への死者の埋葬という習俗の定位をむずかしくしたように思われる。そこが畑であれば、屋敷墓という論点は成り立たないであろうし、それを屋敷墓とみなしたのでは、その葬法の特徴が浮かび上がらないように思われる。

私は本稿で、死者を畑に葬る習俗を再検討し、その特質を論ずることにした⁽²⁾。それは、墓と葬法とその歴史の変容にかかわる一定の知見を明らかにするとともに、葬送・墓制史のホリスティックな理解を可能にするように思われる。当該分野にかかわる従来の研究は、部分的な事例をもって全体の理解を推し量るものであった。本稿での議論は、そのような見方の是非にも言及するものとなる。

取り上げる事例は、田中正明が論じた東京都西多摩郡檜原村南檜原の報告(田中 一九七九。初出は一九七四)と、上井久義が論じた徳島県の穴吹町古宮(現徳島県美馬市穴吹町古宮)の報告(上井 一九七九。初出は一九七六)である。田中の報告は主に一九七二年の調査にもとづき、上井の報告は一九七〇年代半ばの調査によっている。

議論に入る前に、墓の最小限の定義をしておこう。柳田は「葬制の沿革について」のなかで、「ハカといふ日本語は本来漢字の「墓」には相当せず、寧ろ斯ういふ昔からの、葬処として特定せられた土地を意味して居たかと思ふが」と述べ(柳田 二〇〇一…一〇一)、ハカとは京都の五三昧のような、人を葬るために特定された土地区画をさすのではないかと論じた。墓を定義する試みは、柳田のこの文言に依るのがよい。

本稿で私は、一人の死者を葬る場所ないし葬った場所を葬送地点と呼ぶことにする。土葬の場合、その場所は埋葬地点と呼ぶことになる。そして柳田にならない、単一の葬送地点ないし複数の葬送地点を囲い込み、その場所を死者を葬る専用の土地区画として特定化したものを墓と定義する。したがって、そこに死者が葬られていなければ、一定の土地が区画され、そこに何らかの表象が装置されていてもそれは墓ではない。また、その場所に死者が葬られていても、その葬送地点が死者を葬るために特定された場所でないならば、それは墓ではない。墓は葬送地点を含むが、葬送地点は必ずしも墓であるとは限らない。

一人の死者を葬る墓、すなわち、一つの葬送地点を囲い込み、その土地区画をその死者の占有地として特定したものを単独葬墓と呼ぶ(なお、死者を個別に葬る葬法を単独葬と呼ぶ)。単独葬墓は、そこに葬られた死者を表象する装置であり、その人格や個性を示すものとして長く保存されることがある。もちろん、その区画が長く占有・保存されても、そこに葬された死者の人格や個性が保存されない場合もある。

複数の死者を葬る墓、すなわち、複数の葬送地点を一つの土地区画のなかに囲い込んだ墓には、単一の家系によって用いられるものと、複数の家々が共同で用いるものとの二種類がある。前者を家墓、一家墓等と呼び、後者を共同墓と呼ぶ。家墓は、家系の死者を次々と葬送する点で追葬墓であり、一般にその家が私有するか、排他的使用権をもつ。

共同墓は、家墓と同じように追葬墓であるが、その土地区画は家こ

との内部区分をもたず、私有もされない。その利用には、共同墓の論理とでもいべきルールがある（加藤 二〇一〇・二七九・三〇八）。家々は、一定の秩序のもとに共同墓に次々と死体を追葬するが、個々の死体の葬送地点を占有することはできない。その場所はある程度の時間の後に、次の死者に明け渡される。その地点に葬られていた古い死者の骨は、共同墓の利用者によって整理される。このことは家墓についても同じである。家墓や共同墓などの追葬墓では、葬送後の若干の期間を除いて、個々の葬送地点が囲い込まれたり、保存されることはない。また、そこに葬された死者の個性も保持されない。

したがって、家墓や共同墓内の個々の葬送地点は、墓の最小限の定義を満たさない。一定の土地区画を永続的に用いる追葬墓では、個別の死者の墓は存在しないのである。柳田が「葬制の沿革について」のなかで、「記念の保存といふことが若し墓といふものの主たる目的であるならば、第二次の葬処こそ本当の我々の墓であつた。最初の共同墓地は今も昔も一貫して、常に或る短き期間の使用にのみ供せられて居たからである」と述べ（柳田 二〇〇一・一一〇）、さらに、「つまり我々は三昧を墓だとは思つて居なかつたのである」と記すのは（柳田 二〇〇一・九七）、このことを論じたものである。死者の個別性（死体・死骨の個別性、死者の人格や個性の個別性）は、物理的にも観念的にも、共同墓の共同性のなかに溶け込み、消えて行くのである。

このような墓の最小限の定義は、以下に進める事例の検討に、大枠で有効であるように思われる。ただし、それは「墓」の定義の全体を尽くすものではない。必要な場合には、定義の拡張を行うことになる

う。

二 南檜原の墓と葬法

東京都西多摩郡檜原村は東京都の西端に位置し、南北の秋川溪谷に沿った山間部に集落（小字）が点在する。集落の標高は、東側の本宿字笹野で海拔三〇〇メートル程、西端の数馬上で海拔六〇〇メートル余である。村面積の九三パーセントが山林であり、畑地は約二・六パーセントと少ない（梶田 一九六九・四一七）。一九七〇年代以前は、山林経営と畑作が生業の中心であった。秋川沿いの都道によって東の村中心部との交通が確保され、山越えの峠道によって北多摩や山梨県側の集落との交通が行われてきた。

東京都多摩地区の民俗については、一九六〇年代に東京都教育委員会によるいくつかの調査が行われ、田中正明による二松学舎大学付属高等学校社会科学研究部をはじめとする多くの調査も進んで、葬墓制に関する資料の充実が図られてきた。このなかで、宮本馨太郎と栗山欣也は、この地域（秋川流域）の葬墓制について次のような概観を与えている。

以前、墓は各家の持畑などにつくった個人墓が多かったが、現在ではお寺の墓地や部落の共同墓地に家墓をつくって埋葬し、個人墓は一部に僅かに見るほどに変わった。共同墓地は、数馬・尾根通では明治中頃、瀬戸岡では明治末期、湯久保では第二次大戦から設けられるようになった。共同墓地における埋葬法も、以前は

ナゲコミといって、とくに区画を限らずに埋葬していたが、現在では各家ごとに区画を定めて埋葬している。(宮本、栗山

一九六九・五二二)

この概観にみるように、南檜原を含む秋川流域では、明治時代前半以前には家々の畑などに死者を個別に埋葬する葬法が行われ、それが明治時代以降に次々と共同墓地が整備されて、そちらへの埋葬へと移行したようである。共同墓地のナゲコミという葬法は、葬地を共同利用する追葬葬法であり、この葬法はやがて、区画を区切った家墓への家ごとの追葬葬法に変容していることもわかる。なお、「この地域では一般に土葬が行なわれていた」といい(宮本、栗山 一九六九・五二二)、この時点で火葬は浸透していなかったようである。

田中が調査した南檜原の四村一一字の葬墓制も、大筋でこの概観の線に沿って推移しているとみることができ。表1に一一字に関する田中の報告の概要を示す。なお、田中は民俗学辞典の大間知篤三の記述にしたがって(田中 一九八七・一〇一、民俗学研究所 一九五一・六七三～六七五)、埋葬地点ないしそれを囲い込んだ土地を第一次墓地、石塔建立地点を第二次墓地と呼んでいる。ここでははばらく、この用語法を用いる。

(1) 畑への埋葬

表1をみると、田中が第一次墓地と呼ぶ埋葬地には、どの字(集落)でも、自家の畑や山林の一隅に自家の死者を個別に埋葬するものと、共同墓地形式をとるものの二つがみいだされる。事例4のキタムキ(北向きの斜面)は畑か否かわからないが、畑ないし山林に準ずるものと

考えたい。事例7には畑の埋葬地の記載がないが、これはその情報を得られなかったものと思われる。

事例2と5、8、9をみると、共同墓地の設置によって、畑や山林への埋葬習慣が衰えていったことが記されている。事例6には共同墓地以前の畑への埋葬の記載がないが、特定の家で畑への埋葬が選択されることがあるという記述は、この集落でもこの葬法の伝統が、共同墓地以前に存在したことを伝えている。

共同墓地の設置時期は、明治時代が五例(事例2、3、5、10、11)、大正時代が一例(事例4)、昭和時代が一例(事例1)、不明二例(事例7、9)である。³⁾大正四年以前の設置となる事例6、明治時代以降の設置とみなされる事例8を含めると、多くが明治時代から大正時代にかけての設置である。このことから、畑や山林への埋葬葬法は、明治時代かそれ以前の、この地域の固有の葬法であったことが理解される。なお、事例1では共同墓地の設置が昭和初年とされているので、この集落では畑への埋葬葬法が大正時代まで行われていたことになる。

畑の埋葬地の名称は、シマッタトコロ(事例2)、シマウトコ(事例3)、あるいは名称がはつきりしない(事例4、事例8)という。事例1ではウチボチとされているが、ボチという名称は新しい(柳田 二〇〇一・一〇一～一〇二)。これはおそらく、昭和時代に共同墓地が設けられた後、畑の葬地を指すために生みだされたことばと思われる。

シマウトコ、シマッタトコロというのは、埋葬する場所、埋葬した

表1 南檜原の墓と葬送

事例1	本宿字笹野
第一次 墓地	〔名称〕ウチボチ、ボチ ・自家の畑の一隅を埋葬地とする（ウチボチ）。個別に葬る。 ・共同墓地（ボチ）。昭和初年に設置。家ごとに区画され一三区画ある。ウチボチを持たぬ人が利用。
第二次 墓地	〔名称〕セキヒ、オセキ ・ウチボチの隣接地や屋敷の裏等に建立。第二次墓地を持つ人は少ない。
NS家 の例	・初代は自家の墓域に埋葬。この人のセキヒは自家の屋敷のセドに建立。二代目はボチに埋葬。この人のセキヒは建立されていない。
事例2	南郷字柏木野
第一次 墓地	〔名称〕シマツタトコロ、ハカシヨ ・自家の畑の埋葬地（シマツタトコロ）。個別に埋葬。共同墓地ができるまで用いられた葬法。 ・共同墓地（ハカシヨ）。明治二七〜二八年頃設置。葬地を共同利用する追葬墓であった。 ・共同墓地は、昭和二七〜二八年頃、墓域を広げ、家ごとに区画化。
第二次 墓地	〔名称〕 ・畑への埋葬時代は、屋敷の周囲や畑の一隅に建立。嘉永のものがある。 ・共同墓地を家ごとの区画にしてから、共同墓地に石塔が建つようになった。他にあった石塔も集まってきた。
YG家 の例	・屋敷のセド（裏）に石塔三基と板碑一基（遺体は埋葬されていない）。 ・条件の良い畑に石塔一基（ただし、遺体は共同墓地に埋葬されている）。 ・上の一名を含め、共同墓地に六名を埋葬。それ以前の人の埋葬地は不明。
事例3	南郷字出畑
第一次 墓地	〔名称〕シマウトコ、ハカシヨ、ボチ ・自家の畑あるいは山林を埋葬地とする。主に、明治三二年以前に行われた葬法。この場合、畑の要地に埋葬すると作付けができなくなるとして一等地の畑を避け、クロやシバチなど差し障りのない所に埋葬した。山林に葬る場合は平坦な地を選んだ。 ・共同墓地。明治三二年に設置。その後には拡張して、現在四三区画（明治三二年から区画されていたか不明）。
第二次 墓地	〔名称〕セキトウバ、セキヒ ・屋敷や畑、あるいは寺の地続きの地に建立。石塔は、共同墓地にはわずかしが建立されていない。

事例4	南郷字下川苔（下川乗とも表記される）
UT家 の例	・明治三二年以前はサイノカミと称される地区の畑のあちこちに、その都度畑内の各所を選んで埋葬。明治三二年以後は共同墓地を利用。 ・しかし、当主の母は別の場所（共同墓地を下った山裾の一画）に埋葬。 ・都道改修工事の際に、まったく予期しなかつた地から人骨が出てきた。その人骨は（自家の人であろうが）いつ誰を葬ったか見当がつかない。 ・石塔は一四基が一画にまとめて設置されている。もとはサイノカミの畑に寄つた地にあつたものを移した。
第一次 墓地	〔名称〕特に呼び名なし。 ・明治初年〜大正時代まで、キタムキ（北向き斜面）に個別に埋葬していた。 ・大正時代以降、ミナミムキ（南向き斜面）に共同埋葬地を設置（従来の第二次墓地の裏手）。葬地を共同利用する追葬墓であった。 ・その後、ミナミムキ上方に共同墓地設置。不便なのであまり利用されず。 ・多くの家々は、ミナミムキの自家の畑に埋葬地を点定。区画され、石塔も建立される。
第二次 墓地	〔名称〕ラントウバ ・明治初年〜大正時代まで、ミナミムキの日天宮という小祠付近に石塔を建立（一軒だけはキタムキに建立）。多くの家が石塔を建てる。
事例5	南郷字上川苔
第一次 墓地	〔名称〕オハカ、ボチ、マイソウバカ ・明治時代以前は、各家の所有畑に個別に埋葬。屋敷から二〇〜五〇メートル程のチカマワリの畑を選定。 ・明治時代に共同墓地が設けられる。共同墓地は家ごとに区画されていた。共同墓地の設置により、畑に埋葬する旧来の風は次第に止んだ。
第二次 墓地	〔名称〕名称がない。オマイリバカといわれることもあるが、多くは単に個々の石塔をセキトウ、ジゾウサマと呼ぶ。 ・明治時代以前は、埋葬された畑のクロや、字の寺の周囲に建立。 ・共同墓地ができてからも、旧来の畑や寺の周囲に建立。 ・大正六年に字の寺は隣村入里の寺に合寺されて廃寺。これ以降、石塔を寺の周囲に建てなくなる。石塔は畑に建てられるようになる。 ・やがて、供養の便を図って、共同墓地の隣に移す。建立場所は共同墓地と同様に、家ごとに区画されている。
HG家 の例	・共同墓地の中の同家の区画内に八人を埋葬。 ・畑の中に三代前の当主を埋葬。別の畑にも一人を埋葬。 ・石塔は三代前の当主を埋葬した畑の近くに七基を建立。

事例6	人里（へんぼり）字和田
第一次 墓地	〔名称〕ボチ、ハカシヨ、ハカバ ・（大正四年以前）字の寺の側の共同墓地。葬地を共同で利用する追葬墓であった。 ・暮らし向きの良い家では、生前、墓地について遺言しておき、畑に埋葬されることがあった。畑はその家の一等畑が当てられた。一番良い畑は不都合が生じたとしても代々手放すことがないからである。 ・大正四年に火災で焼失した字の寺を現在地に再建。同時にその隣接地に改めて共同墓地を設置。家ごとに区画化した。以後、畑への埋葬は止む。
第二次 墓地	〔名称〕特に名称がない。単に個々の石塔のことをセキヒ、セキトウと呼び、石仏や石仏を刻んだものをオジソウサンと呼び習わす。 ・畑や屋敷の傍らに石塔を建立。畑の場合は、埋葬地点に接して建てられることもあった。字の寺の周囲に建てられることはなかった。 ・大正四年以降、共同墓地が設置されてからは、家々の区画内に石塔を建立。他にあった石塔も移される。
事例7	人里字事貫（ことずら）
第一次 墓地	〔名称〕 ・共同墓地があった。葬地を共同利用する追葬墓の形式をとっていた。 ・そこに小学校が建ったため、現在地に移動。
第二次 墓地	〔名称〕 ・（個々の石塔をセキトウ、セキヒ、オジソウサン等と呼ぶ。） ・畑や屋敷の周囲に建立された。現在、共同墓地にも多くの石塔が建つ。
I M家 の例	先祖父々と刻んだ石塔が畑のクロにあり、先代当主の石塔は共同墓地。他地区にも石塔が多くあった。現在は都道改修のため共同墓地に移した。
事例8	人里字上平（かみだいら）
第一次 墓地	〔名称〕忘れられている。ハカシヨというかもしれない。 ・明治時代になってもしばらくの間は、自家の畑に個別に埋葬。 ・やがて共同墓地が設置された。葬地を共同利用する追葬墓であった。 ・その後、共同墓地に家ごとの区画が定められた。
第二次 墓地	〔名称〕忘れられている。ハカシヨというかもしれない。 ・明治時代始めまで、畑の埋葬地点から程へぬ地に建立した。 ・共同墓地設置後、その後背地に設けられる。他の場所にあった石塔もここに集められる。 ・共同墓地の区画化後は、整然と石塔が並ぶ。

事例9	人里字苗吹（うずしき）
第一次 墓地	〔名称〕ハカシヨ、ハカバ ・かつては所有する畑や山などに個別に埋葬していた。 ・やがて共同墓地が設けられる。共同墓地には、慣行的な区画が定められている。
第二次 墓地	〔名称〕セキヒ、ジソウサマ、オジソウサマ（石塔のうち、自然石に刻んだ素なもの、角柱の立派なものをセキヒ、石仏の形をとったり名称を刻んだものをジソウサマと呼ぶ）。 ・石塔を刻んだものをオジソウサマと呼ぶ。 ・屋敷の横や裏手に建立された。ただし、石塔を建てる家は少ない。
事例10	N K家 の例 数馬字数馬下
第一次 墓地	〔名称〕なし。 ・隣接する数馬上と共に字の寺の傍らの一画を共同墓地とする。葬地を共同で利用する追葬墓。 ・共同墓地への道が険しく、屋敷の周囲に埋葬地を設けている家もある。
第二次 墓地	〔名称〕不明。 ・一周忌ですべての仏事を終えてしまふ家が多く、石塔を建てる家は三分の一以下。
事例11	数馬字数馬上
第一次 墓地	〔名称〕なし。 ・隣接する数馬下との共同墓地。葬地を共同で利用する追葬墓。 ・他に、畑や山などの私有地を当てる家もあった。
第二次 墓地	〔名称〕なし（個々の石塔をセキヒ、ハカシ、オジソウサンなどと呼ぶ）。 ・石塔は屋敷の近くに設けることが多い。畑に埋葬した場合はそのグルワに建立する。石塔を建てられない家が多い。 ・現在、共同墓地に石塔が建てられ、その数が増加している。

場所という意味であろう。それは、個々の埋葬地点を指す即物的な指示名称である。名称がはっきりしないという事例を含めて、この葬法では埋葬地そのものを指す固有の名辞は存在しないものと思われる。

埋葬方法は、自家の畑あるいは山林の一画を家々がその都度選定し、そこに一人の死者を埋葬する単独葬である。埋葬地点は一カ所に集中することなくあちこちに移り、畑や山林のなかに散在することになる。埋葬地を指す固有の名辞がなく、埋葬地点に言及する即物的な指示名称のみなのは、このような葬法に関連しよう。

埋葬地点の選定は、「畑の要地に埋葬すると作物をつくることが出来なくなるとして一等地を避け、クロヤシバチなどの差障りのない所に設ける風があった」という(田中 一九七九・三〇九、事例3)。その畑を畑として耕作することが中心であり、埋葬は耕作を妨げないように畑の隅に行われたということである。

埋葬地点には土饅頭が築かれ、その上に「巾二〇〃三〇〃櫃位の」(浜中 一九九二・五六) 自然石が墓標として載せられる。しばらくの間人々はそこに参るが、やがてかえりみられなくなる。その畑の耕作も、はじめは墓標に注意しながら行うのであろうが、やがて墓標石自体が埋まるなどして、その場所はわからなくなる。畑に戻るのである。事例3のUT家の例で、都道改修の折、思わぬ所から人骨がでたというのは、埋葬地点とそこに埋葬された死者が忘れられていたことを示している。

事例5(上川苔)のHG家では、畑に埋葬された三代前の当主は、埋葬地点の自然石が今でも残っており、その場所が特定される。しか

し浜中によれば、「古い埋葬地ではつきりしているのは、上川苔で此処だけである」という(浜中 一九九二・五六)。家々の他の古い埋葬地点はわからないのである。

この葬法は、そこに死者を葬しても、その埋葬地点を死者を葬る区画として特定化し、囲い込むことがない。その場所はやがて忘れられ、別の場所に次の死者が葬られる。このような葬法では、埋葬地点を墓と位置づけることはできない。それは墓の最小限の定義を満たさないのである。埋葬地を指す固有の名辞が無いように思われることも、人々が、埋葬地点を特定の属性を備えた固有の地点として認識する発想をもたないことを示している。本稿で畑の一隅と説明したその場所は、畑である。

この葬法では、死者を葬するその場所は自家の所有地である。事例3のUT家で、発見された人骨が自家の古い死者であると判断されたのは、その畑が自家の土地だったからであろう。死者を自家の土地に葬する点で、この葬法には家観念が反映されているとみることができ。しかし、この葬法では死者を葬る場所が専用の区画として囲い込まれないから、家観念は存在しても、家系の死者を限られた一定の区画に追葬するという家墓の観念をみいだすことはできない。

ただし、事例6や9で「暮らし向きの良い家」あるいは「成功した家」で死者を一番良い畑に埋葬するというのは興味深い。それは、特定の畑を自家の死者を葬る場所として囲い込もうとする、家墓への指向の端緒を示すもののように思われる。もちろん、「一番良い畑は不都合が生じたとしても代々手放すことがないから」という説明は、お

そらく、江戸時代後半から近現代にかけての貨幣経済の発展により、畑の質入れや売買などの可能性が増したことに関連する。一等地への埋葬は、そのような社会・経済状況のなかで、自家の死者を自家でより積極的に囲い込み、管理しようとする発想を示している。それは、これらの家々における家概念のより明確な発現を示すものである。

(2) 共同墓地

田中が共同墓地と呼ぶものは、設置年代が不明のものを除くと、すでに述べたようにいずれも明治時代以降に集落に設けられた埋葬墓地である。それには、一定の土地を囲い込み、家ごとの区画を設けずに共用の追葬墓として利用されているものと、はじめから家ごとに区画されたものの二種類がある。事例2、4、6、8、10、11でははじめ前考であったが、事例10、11を除いて、やがて家ごとの区画を設けるように変更されている。変更年は、事例2では昭和二七―二八年頃、事例6で大正四年となっている。

事例1でははじめから家ごとに区画されていたようであるが、この共同墓地は昭和初年の設置である。この地域一帯で、家ごとの区画化は、大正時代から昭和時代にかけて進んだようにうかがえる。ただし、明治時代に設置されたという事例5と、設置年不明の事例9でははじめから家ごとの区画があったという。

共同墓地の名称はハカシヨ、ボチ、ハカバと呼ばれる場合と、名称がはつきりしないものあるいは忘れられているものがある。すでに述べたように、ボチというのは明治時代のことばであると思われるが、ハカシヨ、ハカバはどうかであろうか。共同墓地は明治時代以降の設置

であり、いずれにしてもその名称は新しいものである。

共同墓地の葬法は追葬という点を除いて畑の葬法と同じであり、埋葬地点の上に自然石の墓標を置く。ただ、追葬墓であるから、埋葬に際して前葬者の骨がでてくることもある。この場合、数馬上では「新しく埋葬する遺骸の上に載せて葬るのを習わしとしている」(田中一九七九・三二七)。古い死者は整理され、その場所を新しい死者に譲るのである。こうして、埋葬地点は畑への埋葬の場合と同様にやがて忘れられていく。

この地域への共同墓地の設置は、明治時代初年の国の墓地共葬化施策の影響を受けたものと考えることができる(前田 一一〇一〇)。そして、国のこの施策は、この地域では葬法を個々の家の管理から集落の管理に移すものとして機能した。近畿地方中央部の集落では、近代以前にすでに集落の共同性に根ざした共同の葬所が、内発的な過程を経て形成されていた。ここでは、国の施策は、集落の共同性に根ざした従来の葬法を大きく変えるものではなかったと思われる。

南檜原一帯では、近世期に集落に共同の葬所が形成されることはなく、葬送儀礼に人々の合力はあっても、葬送そのものは個々の家の管理の下にあった。死者はその都度、それぞれの家の畑の、任意の場所に葬送されたのである。共同墓地の設置は、そのような葬送習慣に大幅な変更を迫るものであった。共同墓地は集落の一画に設置され、人々は、他の人々とともにそこに自家の死者を葬らなければならぬ。また、共同墓地の多くは共同利用の追葬墓であったから、そこを利用するためには共同のルールにしたがう必要がある。

共同墓地の葬法をナゲコミというのは即物的な言い回しであるが、現在でも聞く者に強い印象を与える。おそらく、当時の人々も、それまでの畑への単独葬と比べて、新しいその葬法に強い印象を受けたのであろう。しかし、その葬法は人々に受け入れられた。単独葬にしても追葬にしても、ともに記念のための保存という発想をもち、埋葬地点は忘れられていくから、その共通性が受容を可能にしたものと思われる。

新しい葬法の受容は、集落に新しい共同性をうみだした。葬法は、家々の専管事項から、集落の共同性の下に、共同墓の論理によって管理されるものへと変化した。共同墓地への移行が集落によって遅速さまざまなのは、新しい制度への対応に人々がとまどったことを示しているように思われる。

なお、この地域の土葬には技術的困難がともなっていた。事例4ではキタムキの地への冬季の埋葬がむずかしかつたことが指摘されている。田中は「冬凍てつき一尺も凍ってしまうキタムキに埋葬するのは、穴を掘ることをはじめ並大抵の苦労ではなかったと思われる」と記す(田中 一九七九・三二二)。また、事例9でも、共同墓地は北向きのため「冬季の厳寒期に積雪でもあれば土は石のように固くなり、このため用具は石を掘る時に使用するものを必要とする程」であるという(田中 一九七九・三二二)。土葬は、気候や季節、土地条件を選ぶ困難な葬法なのである。

同様に、共同墓地そのものにも困難がともなっていた。事例10、11の数馬では、「共同墓地は」今日でこそ道路が整備されて距離を感じ

させなくなったが、難道を介して結びついていた頃、遺骸を運ぶ労苦は並大抵ではなかった」という(田中 一九七九・三二五)。共同墓地自体も、「傾斜をもった山膚を利用した墓域は二畝程で、数馬上・下の両組の家に当てること出来る程の広さはない」(田中 一九七九・三二五)。事例4でも、南向き斜面上方に設けられた共同墓地は、遠くて使いにくかったようである。

地形の険しい山村では、共同墓地を設けることのできる土地も少なく、そこに遺体を運ぶにも困難があった。近代以前のこの地域に共同の墓所が造られず、家々の畑などに死者を埋葬していたこと、また近代以後も共同墓地の設置に遅速があることなどは、このような地形条件にもかかわらずいると考えることができる。

(3) 石塔の建立

石塔の建立地点をみると、自家の畑の周囲や、屋敷の裏や横手、寺の隣接地などに建立される場合と、共同墓地の内部ないし隣接地に建立される例がみられる。畑の周囲への建立は、畑や山林の一隅への死者の埋葬に対応して、葬された死者の近くに建立地点を選定したものと思われる。石塔が自畑に建立される場合、事例6で「石塔を建立する」場所は畑や屋敷の傍などで、畑の場合は埋葬地に接して建てられることもあった(田中 一九七九・三一七―三一八)という記述は、埋葬地に接して建てられない場合もあるという意味に理解する。

埋葬地点に接して石塔を建立した場合、石塔は、そこに一基だけ単立することになる。事例をみると、事例2のYG家で、畑の中に石塔が一基だけ建つようである。事例7のIM家で畑のクロにあるとい

う先祖代々と刻んだ石塔も、単立であろうか。

埋葬地点から少し離して建ててする場合でも、その畑に埋葬されている死者が一人ならば、その畑のクロ（畦）などに、一基の石塔が建立されるのであろう。一枚の畑のあちこちに複数の死者が葬されているならば、数基の石塔が相接して畦の一面に建つこともあるかもしれない。もちろん、それぞれが埋葬地点の近くに一基ずつ建てられるのかもしれない。いずれにしても、畑への埋葬がその度ごとに畑の一隅を選定して行われるのならば、埋葬された死者に対応して建立される石塔も、あちこちに単基あるいは数基ずつ、散在することになる。このように散在する石塔ないし石塔建立地点に、第二次墓地という名称を当てはめるのはむずかしいように思われる。

石塔建立地の名称をみると、セキヒ、オセキ、セキトウバ、ラントウバといった名称が報告されているが、多くの場合、第二次墓地に名称はなく、個々の石塔の形状に応じていくつかのことが使い分けられている。事例9に説明があるように、「石塔のうち、自然石に刻んだ簡素なものをハカイシ、角柱の立派なものをセキヒ、また石仏の形をとったり名称を刻したものをジゾウサマと呼んで区別している」（田中 一九七九・三三三）というのである。

個々の石塔の具体的な形状を直接に指示する名称は、人々がそれを墓石とみていないことを示すものであろう。また、このような指示的名称は、石塔が畑のあちこちに散在する状況に対応した用語法であるように思える。畑の葬地と同様に、畑の石塔もその建立地点を特定し、固有の性格をもった地として指し示すことができなない。それゆえ、石

塔そのものが指示されるのである。なお、セキトウバという名称は一定の区画を指示するように思われる。あるいは、これは屋敷周辺の石塔群を指す名辞なのかもしれない。

畑の葬地と畑の石塔との関係を見ると、そこに埋葬地点と石塔建立地点を近づけようとする指向の存在をみるることができる。もちろん、埋葬地点は畑であり、その直上に石塔を建てることは技術的に困難である⁴。石塔は近くの畦などに建てることになる。そして、埋葬地点が自家の畑のあちこちに散在するから、石塔も自畑のあちこちに散在するのである。

家々は、埋葬地点を囲い込もうとする発想をもたないが、このことは石塔建立地点についても同様である。その結果、埋葬地点と石塔建立地点はセットとして結びつきながら自家の所有地のなかに散在し、専用の土地区画に囲い込まれることがない。したがって、その場所を固有の名辞で指すこともできない。畑の埋葬地点や石塔建立地点に、多く固有の名辞がみられないのはこのためであろう。全体として、この葬法では、人々は自家の死者を自家の土地に葬送し、追悼の石塔を建てることのあるけれども、墓という固有の土地区画は存在しないということがができる。

また、事例1、9、11では、石塔を建てる家が少ないことが報告されている。それは、家ごとに石塔を建てる選択も可能であり、そのような選択をする家が多いことを示す。事例4では、貧しい家を除いて石塔を建てるのが普通であるという。それも家々の選択の結果であろう。石塔の建立は制度化されているのではなく、個々の家の状況

に応じた判断によつてそれが決められるのである。

石塔が畑の埋葬地点から離れて自らの屋敷の周囲に建てられる場合には、複数の石塔がまとめられるようである。人里字上平のN家の墓の写真をみると、屋敷の裏手に複数の石塔が建っている（二松学舎大学附属高等学校社会科学研究部 一九八三・二二五）。これは昭和五七年の撮影なので、あるいはあちこちの石塔が寄せられた後のものかもしれない。事例2では、「この様に屋敷に続けて石塔を建てるのは、離れた地に設けるとオオカミが出て恐ろしいからとのことであつた」（田中 一九七九・三〇八）と説明されている。この説明は考慮に値するが、それ以上に、屋敷周囲に複数の石塔を建てることは、供養の利便性を増すことであつたと思われる。

そうであるならば、そのことは、石塔が死者の表象として機能していることを示す。畑の死体は忘れられ、消滅するけれども、死者の存在は屋敷に囲い込まれた石塔に表象されて遺るのである。ただ、石塔をオジゾウサンなどとその具体的形状で呼ぶ点をみるならば、石塔のもつ死者の表象機能は弱いかもしれない。この点は、石塔に刻まれた文字の内容にもかわるが、石塔の呼称は文字がその役割を果たしていないことを示している。

事例3や5のように、寺の周囲に石塔が建つ場合、石塔建立に寺院の強い関与があつたことが示唆される。事例5で、字の寺が合寺され集落から寺が無くなつて後、石塔が畑の周囲に建つようになり、寺の跡地の周囲に建てられなくなつたというのは、このことを物語る。寺院の関与がなくなり、建立地点を葬された死者の近くに選定するとい

う、それ以前の姿にもどつたのである。

事例5の集落（上川苔）では石塔に關して次のようなエピソードがみいだされる。集落の郷土研究者浜中は、一九六六年頃に、かつての寺の周囲の地に放置されていた七〇基程の石塔を発見した。

数年前筆者（浜中）は：同処（寺の跡地周辺）を通りがかり、累々と重り且つ散乱する石塔類を発見して実に驚いたのである。正に息をのむ思いであつた。…その後二二年程の間、折にふれて住民にうたてて関心を高め、昭和四三年：五月供養会を催したのである。（浜中 一九九二・五七）

浜中はこの状況を「宗教的荒廢」ととらえ、明治時代以降の近代資本主義による山村収奪によつて、人々が日々の生活に追われ、先祖の祭祀が疎かになつたのではないかとの見解を表明している（浜中 一九九二・五八）。実際、浜中が紹介する集落の一人人の述懐はこのことを物語る（浜中 一九九二・五八）。しかしながら、当該地域には経済的格差があり、山林地主層と小作層では近代資本主義経済の影響は異なるようにも思われる。この点は、石塔を放置した人々の経済階層を具体的に示して、さらに一歩踏み込んだ検討を加える必要があるかと思われる。

浜中の主張は真実の一端を衝いているかもしれないが、浜中自身の発見時のことばには、事象に対する知識人としての倫理的判断が加わつていようにも感じられる。その倫理は先祖を祭るべきという普遍的倫理であり、そのことで地元固有の論理が見逃された可能性を考へることができる。このエピソードは、本来、人々の間に石塔建立と

参拝への強い指向がなかったことを示すもののように思われる。石塔は僧侶の指示で建立され参拝されたが、寺が合寺され僧侶がいなくなると、それゆえ石塔は放置されたのである。

なお、事例6では大正四年に字の寺が火災にあう以前に、寺の周囲に石塔が建立されることはなかったという。石塔は畑や屋敷の傍らに建立されていた。この集落では、石塔建立に関して寺院は強く関与しなかったのかもしれない。

(4) 共同墓地と石塔

共同墓地と石塔の関係をみると、共同墓地の家ごとへの区画化以前は、石塔を建立する場合、多くの事例で、石塔は畑や屋敷周囲、あるいは寺の周辺に建てられていた(事例1、3、5、6、9)。ただし、事例1と6では寺周辺には建てられていなかった。国の施策の下に設置された共同墓地は共同埋葬地であり、そこに死者を葬ることが求められたが、石塔に関しては、人々は従来のやり方を踏襲したのである。

次に、その後共同墓地に家ごとの区画が設けられると、事例2と6ではそこに石塔が建ち、また、他の場所にあった自家の石塔もそこに集められている。いずれも、共同墓地の再区分により、石塔付きの家墓(家系の死者を葬る追葬墓)が形成されたのである。これは、共同墓地の管理システムの変更、すなわち家ごとの区画化によって、墓制に家ないし家系の觀念が表出されるようになったことを示す。おそらく、管理システムの変更自体が、人々の家墓への指向によってうながされたものなのであろう。

すでに述べたように、この地域には以前から、埋葬地点と石塔建立地を近づけようとする指向が存在した。この指向は、墓制に家觀念が明確に表出されるとさらに強調され、埋葬区画と石塔を直截に結びつけたのである。事例4もこの状況を示している。ここでは、南向き斜面上方に設けられた共同墓地はあまり利用されなかったようであるが、昭和時代になってからであろうか、同じ斜面の利便性のよい場所に設けられた家ごとの埋葬地には、その家の石塔が建立されている。

なお、家の区画に他から石塔を移す場合、個々の区画の広さに応じて集められる石塔の数には限界があろう。したがって、事例6で共同墓地の区画内に石塔の集積が進んでも、「今日までに地区内のすべての石塔が集められたのではなく、なお屋敷や路傍などに残されているものも二、三に止まらない」のである(田中 一九七九・三二一八)。

事例5では、明治時代に家ごとに区画化された共同墓地ができたが、石塔は畑や寺の周囲に建てられた。ここでも、人々は従来の方法にしたがったのである。字から寺が無くなって以降、石塔は再び畑に建立されるようになったが、それも同じ理由であらう。

その後、共同墓地の隣に家ごとに区画された共同の石塔建立地が設置された。田中は「第二次墓地を：第一次墓地に隣接する地に移した」と記すが(田中 一九七九・三二一四)、それまで石塔は畑のあちこちにあったのだから、この第二次墓地は新設であらう。この設置は供養の便を図ったものとされている。

こうして、この集落では集落の共同性にもとづくもう一つの新しい制度が導入された。人々はそれにしたがって、共同墓地の自家の区画に

死者を追葬するとともに、隣接する石塔建立地の自家の区画に石塔を建立していった。埋葬地点と石塔建立地点が分離した家墓（石塔別置型家墓）が形成されたのである。ここでは家墓への指向が、先に述べた集落の石塔付き家墓とは異なる形で実現したことになる。埋葬区画に建立しうる石塔の数には限りがあるから、埋葬区画とは別に石塔建立区画を設置するのは、多くの石塔を集めるための配慮と考えられる。

この事例で、集落単位の石塔建立区画が新設されたのは、それ以前の共同墓地の家ごとの埋葬区画に、石塔が建っていないからである。事例2、4、6では、共同墓地が家単位に区画されると、さつそくそこに石塔が建てられ、他の石塔も集まってきた。それは、埋葬地点と石塔建立地点を近づけるという伝統の発現である。事例5では、石塔を畑ないし寺の周囲に建てるという伝統のもう一つの側面が強調されたために、埋葬区画への石塔建立が遅れ、結果として石塔専用の共同区画の設置が可能になったのではないかと思われる。

事例8では、共同墓地が設けられるとその後側に石塔建立区画が設置され、他の場所の石塔も集められた。さらに、共同墓地が家ごとに区画化されて後、後背地の石塔が整然と並ぶようになったという。共同墓地の区画化後に第二次墓地も区画化され、整理されたのである。この事例は事例5と類似する。事例5との違いは、事例8では共同墓地（共同利用による追葬墓）ができると、比較的早くにその隣接地に石塔が集積されていった点である。この事例では、その時点で一時、両墓制類似の様相が出現したわけである。

明治時代以降の新しい葬送慣習の導入によって墓制に関する集落の

共同性が醸成されると、家觀念も強調されて、事例2、4、6では石塔付きの家墓が制度化され、事例5と8では石塔別置型の家墓が制度化された。後者では、集落の共同性は石塔建立の方面にも及んだが、前者では、その前に、個々の埋葬区画への石塔導入が進んでいた。いずれにせよ、二つの制度は、共通する基盤上の端緒期の小さな違いに由来し、それが拡大して成立したのである。

事例中のいくつかの家々では、石塔が一カ所に集められている。事例3のUT家では、一四基の石塔をまとめ、事例5のHG家では7基をまとめている。事例9のNK家では、六基の石塔が山肌に並んでいる。UT家の石塔群は同家のかつての埋葬地の近くにあり、HG家のそれも三世代前の当主の埋葬地点の近くという。NK家ではまとまった埋葬地の手前に位置する。いずれの家でも、埋葬地点は共同墓地の他に、畑、ないし山の斜面を用いている。

これらの家々では、それぞれの石塔の数からみて、それを共同墓地の自家の埋葬区画に置くのはむずかしいと思われる。NK家でも、石塔建立地点、埋葬地点はともに山の斜面の一画のようで、広い面積がとれないのであろう。石塔だけがまとめられたのはこのような理由からであると考えられる。ただ、事例5のHG家は集落が設置した石塔建立区画を用いていない。家々の個別の事情がここに反映されている。

事例1、3、9では、家ごとに区画化された共同墓地に石塔はほとんど建っていないようであり、石塔の建立地点は従来の立地条件がそのまま踏襲されている。事例1と9では石塔そのものを建てる家々が少ないという。これらの集落では、埋葬墓地の利用が実現して葬法の変

化が生じたが、それは石塔建立には及んでいない。あるいは石塔そのものに対する指向が弱いのである。事例10でも石塔を建てる家は三分の一以下とされる。新しい葬法が集落の共同性をたかめ、家観念と結びついて墓制全体を変革していくのだとするならば、これらの集落ではおそらくそのための時間がもう少し必要なであろう。

事例7、11では近年、共同墓地に石塔が建つようになったという。この二事例では共同墓地は家ごとの区画化が行われていないようであり、石塔は埋葬地を蚕食しながら共同墓地に進出しているのである。か。このような様相は共同墓地の共同利用をむずかしくするから、最終的に何らかの形で調整が行われるはずである。それはもう少し先の時代になるのであろう。

(5) 「両墓制」という評価

明治時代以降に共同墓地という新しい制度が導入されて、この地域のそれまでの安定した葬法に変化が生ずることになった。国の墓地施策は、集落に共同墓地への死者の追葬という新しい葬送慣行をもたらした。この慣行は、自畑等への家々による単独葬という地域の慣行を変革させた。それは葬法を集落の管理下に置くものであり、集落に新しい共同性の形成をうながすものであった。この共同性は、人々が培ってきた家観念と結びついて共同墓地の家ごとの区画化をもたらし、地域に家墓への指向をうみだしていった。ただし、この地域では地形的制約があつて、共同墓地の設置と利用は順調に進んだわけではない。一方、石塔建立は、この地域全体で確立した制度ではなかった。そして、石塔が建てられる場合には、畑の埋葬地点が屋敷周囲、あるいは

は寺の近くに建立された。その後、いくつかの集落では家墓への指向が石塔建立と結びつき、共同墓地の区画内に石塔付き家墓を形成する動きが進行した。他のいくつかの集落では、集落の新たな共同性が石塔建立方面にも及び、共同の石塔建立区画を共同墓地の隣接地に設けることとなった。ここでは、石塔別置型の家墓が形成されたのである。

このような動きは、他の集落でも家単位に生ずることがあつた。一部の集落では、新しい慣行による集落の共同性は石塔建立にはおおよぼず、石塔建立の状況が従前のまま一九七〇年代前半まで継続している。あるいは、集落の新しい墓制が十分に成熟する前に、石塔建立への指向が強まった集落もある。また、石塔に対する人々の見方は多様である。石塔を墓参の対象としそれを家墓に建立する動きがある一方、この地域では、墓石として石塔をみる見方は今日でも薄いようにも思われる。

いずれにせよ、地域の葬法の変容過程のなかで、実際に生じた歴史的变化は集落ごとに、また家ごとに多様である。全体の過程は、地域に固有の葬法の崩壊と、新たな葬法の集落ないし家単位での創出の過程とみなすことができる。それは、葬法に関する集落の共同性が、墓制領域に広がっていく過程でもある。

当該地域における葬法・墓制の変化の様相を、田中の調査時点である一九七二年で切り出すならば、以上のような要約が可能であろう。この過程を「両墓制」という枠組みのなかでみた場合、かつての地域固有の葬法は「両墓制」ではない。ここでは、石塔建立が制度化されていないのみならず、葬法が個々の家の枠組みのなかで行われ、集落

の共同性がそこに表出されていないからである。また、固有の葬法では、自家の所有地に死者を葬しても、葬送地点や石塔建立地点を囲い込み、特定化することがない。それは、家觀念の存在を示すが、墓なし家墓への指向を欠く。これは、墓制として論ずべき事象ではなく、葬法ないし葬制として論ずべき事柄である。

したがって、地域固有の葬法は両墓制でなく、明治時代以降に地域にうみだされた多様な葬送・墓制慣行も、両墓制の崩壊過程のなかで集落ごとの個別条件が作用して生じたヴァリエーションではない。それは、近代国家の施策の下に、地域のさまざまな条件との相互作用のなかで生成された変化であり、新たな制度の創出、ないし創出の過程である。

この変化と創造の過程のなかで、石塔別置型家墓形成の動きをとりだすならば、そこに「近代に成立した両墓制」という要素を垣間見ることでもきよう。ただ、近代に成立した墓制はそれのみではない。石塔付き家墓の制度も創出されたし、それ以外のものも創出されたか、創出の過程にある。また、新たな墓制の創出単位は、集落の場合と個々の家の場合とがみいだされる。家を単位とするものはそれを制度と呼ぶことはできないかもしれないが、変化・創造は葬墓制の広い領域で、さまざまな単位体をベースに生じており、しかもそれは一様に進んでいるのではない。

前田俊一郎が論じた「死者の共葬化と墓制慣行」および「近代に成立した両墓制の問題」、「両墓制の分布小考」は、本論で論じた地域と同じ葬法をかつてもつていた地域で、ほぼ同様の変化と新たな制度の

創出の様相を指摘している（前田 二〇一〇：一一三～一二七）。前田は全体として「近代に成立した両墓制」を強調しているが、報告された事例はより多くの変化を含んでいる。前田の調査は一九九〇年代以降のものであり、田中の調査とは二〇～三〇年程の開きがある。この時間経過のなかで、明治時代前期の葬法の情報のかかりのものが失われるとともに、一九七〇年代以降の変化の結果がその議論に取り込まれているようである。前田が「両墓制」を強調するのは、このことに関わるのかもしれない。

南檜原に関する田中の記述が示すように、近代以降の葬送・墓制の変化と創造の過程のなかで、生じた事象は多様である。この地域では、近代以前の葬法の評価と位置づけに「墓制」という枠組みは適合しない。同様に、近代以降に生じた事象の評価と位置づけに、「両墓制」という枠組みは不足する。それは、事象の多様性をかき消してしまう部分をもつて全体を測ることは、民俗の理解をゆがめることである。

三 穴吹町古宮地区半平一帯の墓と葬法

徳島県は県域の八〇パーセント以上が山地をなし、平野部は吉野川中・下流域や、那賀川、海部川などの河川下流部にみいだされる。徳島県の民俗文化にかかわる地域区分については金沢治による紹介が詳しい（金沢 一九七四：一三～二〇）。それによれば、吉野川流域をキタガタ、那賀川下流域から南海岸線沿いをミナミガタ、各河川の枝谷を遡った山地をサンブン（山分）などと区分する。キタガタでは近

世期から藍と煙草の商業的生産が行われ、山分は「民俗の宝庫」という。

穴吹町古宮地区は、吉野川の一支流、穴吹川上流域の山間地に位置する。右の地域区分からは、地区はキタガタと山分の境に位置することになる。地区の集落は「峡谷部を避けて山腹の緩傾斜地」にあり、「屋敷周りに耕作地を持つ散在型の集落」となっている（穴吹町誌編さん委員会 一九八七・一五五―一五七）。

半平は古宮地区最奥の集落で、家々は標高四〇〇メートルから五五〇メートル程の緩斜面に点在する。その南側の標高差二百数十メートルの急斜面の下に、東の木屋平で方向を転じた穴吹川が西流し、半平を経て再び北流する。穴吹川と吉野川との合流地点の標高は四五メートル程である。下流域には水田がみられるが、上流のこの一帯に水田はほとんどなく、各集落は「畑作を主とする山村である」（上井 一九七九・二七二）。

半平を含む一帯では大谷焼の甕を棺に用いた葬法が行われている。『徳島県民俗地図』によると、県下では吉野川沿いに甕棺葬地帯が分布し、これに棺桶（木棺）・甕棺併用地帯が接している（徳島県教育委員会 一九七九・一一八―一一九）。半平を含む穴吹町は棺桶・甕棺併用地帯に位置づけられている。本稿では、上井の報告した美馬市穴吹町古宮地区半平の事例を中心に、甕棺葬を行うキタガタと山分の、山村地帯の墓と葬法について検討を加える。

（1）畑への埋葬

上井によれば、この地域には三つの形態の墓が併存する。一つは、「数

年前からの傾向」という、「家単位に新しく石塔を一基たて、ここに旧来のものを集め、これからもここに納める目的で下部に大きな納骨室を持つ型」である。ハカヨセと称する。他の一つは「集落内の一定区域に墓が集まった単墓制の墓地」であり、もう一つは「畑・山林・水田の中に、単独で存在する墓」である（上井 一九七九・二七二）。最後のものは「墓を個人単位で設けた形態」であり、上井が「散墓制」と呼ぶものである（上井 一九七九・二七二）。それは次のよう
なあり方を示す。

耕地の中央にあるもの、耕地の境をなす道にそったもの、屋敷地の内にあるものなど多様である。一般的な傾向としては、山村であるために一筆当りの耕作面積が狭いので、土地利用の面から
も、耕地の片すみに置かれているものが最も多く、やや広い耕地にはその内部に設けられるものが多い。土地の種目が山林とある場合も、墓地として群をなしていない場合は、耕地に接した位置にある。（上井 一九七九・二七二）

このような墓制はキタガタ一帯で広くみいだされる。吉野川の支流、日開谷川流域の山村（阿波市）でも「江戸時代には家々で好む畑の中や、家のまわりに埋葬し墓を造っていた」と報告されている（澤田 二〇〇九・五三五）。隣村の木屋平村（美馬市）では、「昔、本村では各家に決まった墓地がなく、家に近い場所・畑の隅・畑の中央など家の都合のよい場所を選んで埋葬した」という（木屋平村市編纂委員会 一九九六・九九五）。

このような墓制の様相をより具体的に示すため、上井は半平の明治

時代初年の地籍図と地籍簿にもとづいて、「明治初年宅地耕地墓地分布図」（以下、「分布図」と記す）と、集落の土地のうち、宅地と墓域をもつ土地の地番、種別、面積、墓域面積を家ごとに名寄せした一覧表を示している（上井 一九七九・二七二～二七五、二七七）。

一覧表に表示された土地は字有のもの一六筆、字の六七軒の家々が所有する土地が二六一筆であり、その内訳は次のようである（表2）。

表2 土地の種別と墓域

所有	種別	筆数	内、墓域をもつものの筆数
字	宅地	4	1
	墓	12	10
	計	16	11
家々	宅地	96	7
	墓	21	19
	畑	137	137
	山林	6	6
	田	1	1
	計	261	170

表2をみると、字の家々の所有する墓域をもつ耕地の種別は、畑が一三七筆で、墓域をもつ一七〇筆の土地全体の八〇・六パーセントを占めている。宅地と山林に墓域をもつものは少数であり、水田に墓域をもつのは一例である。上井によれば、穴吹川下流域では水田に墓域をもつ例は多いようであり（上井 一九七九・二七六）、それは下流域で水田面積が増えることに関係しよう。

種別が「墓」とされている土地は二一筆で、そのうち実際に墓域をもつものは一九筆である。これは、墓域をもつ土地の一・二パーセントにすぎない。当該集落では、「墓」以外の土地に墓をもつ例が卓越し、その大部分は畑にあることができる。

表3は、上井の一覧表により、墓域面積をもつ土地の広さと筆数を

示したものである。

表3によると、字有の土地には一畝から三畝ほどの広い面積をもつ「墓」がみいだされる。「集落の周辺に字有のゆとりある墓地を設けている」（上井 一九七九・二七八）というのがこれに相当しよう。

個々の家のもつ墓で

は、一筆で一畝十四歩をしめる墓が一例みいだされる。これは、字の旧家緒方家の墓である。上井によれば、緒方家では「天明八年（二七八八）に他界した義勝頃から個人単位の石塔を埋葬墓の上にてたてるようになった」といい、「明治初年には、この一画が、四七七―二番地の一筆で一畝十四歩の広さを持つ緒方家の墓地として地籍簿にも現れるのである」という（上井 一九七九・二八四）。

おそらく、明治時代初年の土地測量でこの土地が「墓」として認定されたのは、そこに墓石が建っていたからではないかと推測する。それならば、地籍簿で「墓」とされている他の一八筆も、その時点でそこに墓石が建っていたのであろう。この推測は誤っているかもしれないが、いずれにしても、集落に石塔をもつ墓の数は少ない。「石塔は、

表3 墓域面積と筆数（面積は下二桁が歩）

	面積	筆数	種別				
			宅地	墓	畑	山林	田
字有	300～320	2		2			
	100～120	5	3	2			
	10～30	3	1	2			
	9	1	1				
家有	114	1		1			
	11～13	3		1	2		
	6～10	18		3	12	3	
	5	11		1	10		
	4	21		3	17	1	
	3	27	2	4	21		
	2	25		1	23	1	
	1	64	5	5	52	1	1

散墓の場合はきわめてまれにしかみられない」のである（上井一九七九・二七八）。

この一例を除くと、多くの土地の墓域は五歩以下であり、そのうち一步のものが六四筆（全体の三七・六パーセント）と一番多い。ただし、墓域面積と墓の個数との関係はわからない。たとえば、43番の家は二つの畑に一步と四歩の墓域をもつが、分布図をみると、どちらの畑にも墓記号は一つしか記されていない。57番の家の宅地は一步の墓域をもつが、分布図ではそこに墓記号が二つ記されている。

上井の分布図では、一筆の土地に墓記号が一つ描かれているものと二つ描かれているものの二種がある。その位置は土地の隅だったり中程だったりするので、記号の位置は実際の墓の位置を示しているように思われる。しかし、墓記号一つで示された場所にくいつの墓があるかはわからない。

上井の一覧表から、個々の家のもつ墓域の数を示すと次のようである（表4）。

表4によれば、墓域面積をもつ土地を一七筆所有する家が一軒あるが、大部分は一〜二筆の所有である。墓をもたない家も二軒みられる。

表4 墓域面積をもつ土地の所有数（家ごと）

墓域面積をもつ土地の筆数	家数
17	1
7	1
6	4
5	3
4	6
3	8
2	18
1	24
0	2
計	67

(2) ヒトツバカ

このような「墓を個人単位で設けた形態」（上井一九七九・二七一）を、この地域二帯で「ヒトツバカ」と呼ぶ。ヒトツバカは、いずれもそれぞれの家の所有地に設けられている。『井川の民俗』（三好市）が記すように、「墓所は自分の土地内に設けるのが普通」なのである（徳島文理大学比較文化研究所年報編集委員会一九八九・五四）。そして、新しい死者のヒトツバカの位置は、穴掘りの際に家人が決める。

吉野川市美郷村では「葬式を出さなくてはならない家の責任者が講組の墓穴掘りの分担者と同道し、家の責任者は「墓地を買いに行く」といって、杖に耳銭といって穴あきの一文銭、現在は五円であるが、これをくくりつけたものを墓地とするところに立てる」（藤丸一九七九・一九）。神山町でも「昔は、本人の杖か、青ダケに銭を付け、家人が「墓地床買い」をした。：「家人が」青ダケを立てた所に、講中が穴を掘る」という（澤田一九九八・一〇六）。

いずれの報告も、葬送地点の決定が個々の家の管理下にあることを述べている。半平でも同じであろう。その際、特定の地点を選ぶ基準は明確ではないが、藤丸昭によれば、「井川町岩坂（三好市）では死者の出た年の歳徳神の当たった方角は忌むとされている。そこで墓地は年によって然るべき方角の墓地に埋葬することになる」という（藤丸一九七九・三七）。ここでいう「墓地」はヒトツバカのことである。さらに藤丸は、「後継者を埋葬しなくてはならない場合など、家屋の近くに墓域を決めることもある（三好市）」とする（藤丸

一九七九・三七)。

いずれにせよ多くの場合は、上井がいうように土地利用の観点から耕地の隅に葬送地点を決めるのであろう。この点で興味深いのは、上井があげる隣村木屋平の例である。

木屋平村麻衣では、一筆で三〇平方メートルほどの耕地が連なり、そのほとんどに単独の墓がある。個人で墓を持てば、日本中が墓になるだろうといわれたことがあるが、ここではまさにそれが現実になりつつある姿を示している。(上井 一九七九・二七一、二七六)

小さな畑では、そこに複数の死者を埋葬した場合、可耕面積が狭められ十分な耕作ができない。それは、畑を放棄することに等しい。麻衣で、一枚一枚の小さな畑にそれぞれ一つずつの墓が連なるのは、すなわち個々の畑に二つ以上の墓が存在しないのは、死者をそこに埋葬しつつ、同時に、そこを畑として有効に利用しようとする、人々の意志ないし必要を示すものである。それは、死者を畑に埋葬するという規範と、畑を耕作して生活を営むという規範との、折衷の結果を示すように思われる。

墓を土地の中央に設ける場合について、『改訂木屋平村史』は「家の主人が死亡すると家の主地(おもじ、家の中心の畑)の中央に埋葬する風習があり、村内ほとんど畑の中央に墓が見受けられた」と記す(木屋平村史編纂委員会 一九九六・九九五)。穴吹の西隣のつるぎ町貞光地区では「家督を継ぐはずであった子の墓は畑の真中にたてる」という(前川 一九八二・二三七)。南隣の一字村では「特に江戸時代、

戸主や長男が死亡したとき、財産は全部その人の物であるといつて、家の前尾尻(家の前後)の一番良い畑の中央へ埋葬していた」とする(二字村史編纂委員会 一九七二・一一一四)。

一番良い畑への埋葬という習俗は南檜原でもみいだすことができたが、以上の説明は、南檜原と同様に当該地域でも、耕地の中央への死者の埋葬が家観念と家々の土地所有観念を強く表出するものであることを示している。

(3) 埋葬と墓の設え

かつて、埋葬には甕棺が用いられた。上井によれば、「埋葬はほとんど甕で、甕を使うこともあったという」(上井 一九七九・二七八)。埋葬と墓の設えの様子は次のようである。

耕地に穴を掘ってこれを埋め、上はジゴク石と称する石の蓋をする。この上部と回りを偏平な石で方形に囲っている。石塔がある場合はこの上にたてるが、ほとんど近世末期のものである。ない場合は自然石が上にたてられている。ところが木屋平村ではこの自然石も高さがせいぜい二〇センチほどのものが多く、これすらないものがある。同村麻衣の北隣りになる南張の集落では、これもないのが本来の姿であるという。(半平の)緒方カブの古老の伝承によると、昔は、河原から丸いきれいな小石を取ってきて、上に撒いておいたという。半平より下流の集落でも、方形の粹石の中に、白くて丸い石を玉砂利のように敷いて、石塔を持たない墓を多く見上げる。(上井 一九七九・二七八～二七九)

用いる甕は大谷焼きの水甕で、「水甕のうち疵物を備甕(死者埋葬用)

に用いた」(鳴門市史編纂委員会 一九八八・五三〇)。大きさは、大人用に「大六」か「大五」という規格のものが用いられた(藤丸 一九七九・二二二)。前者は二石甕(容量一八〇リットル)で後者は八斗甕(一四四リットル)である。棺として用いる際には、底に穴をあけた。

甕は購入した。「文化時代から交通の便のあるところは店で売っている甕棺を用いたが、最近ほとんど火葬になったので甕棺は使わないう」という(金沢 一九七四・二〇五)。「井谷内村誌」(三好市)でも「最も古き時代には棺に屍を納め埋葬せしが文化の頃より陶土製の甕に納れて埋葬す」とある(阿佐 一九五三・六一〇)。大谷焼の開窯は一七八〇年代であるから、文化・文政時代には阿波藩内によく流通していたのであろう(鳴門市史編纂委員会 一九七六・一四四六)。なお、引用した『井谷内村誌』の記述は、大谷焼の甕棺を用いる以前には、木棺による土葬が行われていたことを示している。この点はおそらくこの地域一帯で同様だったと思われる。

墓穴は、「大六のかめの高さより二尺位余計に掘り下げる」(荒岡 一九六三・六七)。「穴の大きさは直径一メートル、深さ一・五メートルは最低であった」(穴吹町誌編さん委員会 一九八七・一一三二)。そして、埋めた甕の上に「ジゴクイシ(地獄石)」あるいは「フタイシ(蓋石)」という「四角い平石」(金沢 一九七四・二〇五)を載せる。この地獄石上に「埋土をかけた上にさらに矩形箱形の仮墓をつくる」(金沢 一九七四・二〇四)。上井がいう、「上部と回りを偏平な石で方形に」囲った設えである。

その細部の構造は、木屋平村では「六〇〜七〇センチメートル四方ぐらいの薄い自然石を(小石を)三〇センチメートルぐらいに積み上げた上へ載せて墓とする」(三木 一九七一・六四九)。上に載せるこの方形の平石を「拌み石」という(三木 一九七一・六四九)。つるぎ町貞光地区では、埋めた甕の上に「地獄石を一〜二枚置き、伊勢参宮をした人が石の上から三度ドンドンと踏む。土をきかせてオガミ石を置く。オガミ石の上には四花台に野位牌を置く。…」そして、翌日の墓直しで「五寸ないし一尺に石を積み、(その上に)オガミ石を置きなおし、上に四花台、野位牌、オキジ(茶碗)を置く」という(前川 一九八二・一三五)。ここでも「オガミ石」は方形の平石である。

以上から、埋葬地点上の設えは、石を一五〜三〇センチメートルほどの高さに方形に積み上げた上に、拌み石という平石を載せた石の構築物である。全体は、一辺六〇〜七〇センチメートル位の方形の壇になる。上井によれば、半平ではこの石壇上、すなわち拌み石の上に、石塔あるいは自然石が立てられる。ただし、石塔は「きわめてまれにしかみられない」(上井 一九七九・二七八)。上井が記すように、集落によつては自然石も立てず、河原の小石や丸石を載せ、きれいに飾るのみである。あるいは、つるぎ町貞光地区のように四花台や野位牌等を置く例もある。

石塔を建立することのないこのような設えでは、その場所に埋葬された死者の名は記録されない。したがって、墓は「古くなると誰のものかわからなくなってしまうのが普通である」(上井 一九七九・二七九)。ただし、人々は自家の墓の維持管理を怠らない。盆の墓参

がその好例である。

盆の墓参に際して、家々は「〔墓の〕花立て用の竹筒の取り替え」を行い、その花立てにしきびを供えてまわる。「青竹をさかさ一節使つて墓の数だけ一基二本組の花立てを新しくこしらえた。墓の多い家では五〇組も六〇組も作らなければならなかった。これにしきびの花をたて水を入れておまいりする」のである（穴吹町誌編さん委員会一九八七・一一八二）。

上井によれば、「木屋平村河合の阿部氏は、近世に庄屋を勤めた家で、墓も多いので、盆の墓詣りには一抱えにあまるほどの櫛の束を担いでまわらなければならなかった。：〔半平の〕緒方家でも、道端の耕地外にも墓が散在し、盆ごとに子供のうちから親について墓をまわり、その場所を覚えたという」（上井 一九七九・二七九）。

そこに埋葬された死者の個別性は失われても、自家の土地にある墓はつねに祭祀され、家の墓として管理されている。石積の設えの堅固な構造とあいまって、葬送地点が失われることはない。葬送地点が明確に囲い込まれ、特定化された区画として占有、保存されていることから、ヒトツバカは墓の最小限の定義を満たすものということができ

（４）葬法と墓制の仮説

穴吹町古宮の半平を中心とした一帯の墓制を南檜原のかつての葬法と比べてみるならば、畑など自家の所有地の一隅に死者を単独で葬る形態は同じである。しかし、南檜原の埋葬地点は、それを墓として定義することができない。南檜原では、その場所にそこが埋葬地点であ

ることを示す設えが設けられても、それはやがて失われ、その場所は畑にもどつてしまふ。徳島のこの一帯では、同じ単独葬を行つていても、葬送地点は墓として囲い込まれ、その場所は家墓として保存・管理される。

この違いは、両地域における埋葬の技術的差異に、ある程度関連つけて理解することができる。南檜原では、死者は木棺に納められ土中に埋納される。木棺はやがて腐り分解し、死体も骨化して土になじむ。これに対して甕棺は土中で腐敗分解することがない。それは土中に半永久的に存在し、さらに、埋葬地点上の石の設えの重量を支えて、その維持管理に寄与する。

同時に、甕棺は人々の心意にも影響するように思われる。墓穴は十分な深さをもつようにみえるが、それでも耕作者であるならば、つねに鍬や鋤の先端が甕にあたる可能性を意識するのではないだろうか。もちろん、甕棺には地獄石という石蓋が載せられている。鍬や鋤の先端はそれに当り、直接に甕に当たつて甕を壊すことはない。あるいは、地獄石はそのような危惧に配慮した民俗かもしれない。いずれにせよ、人々は畑での耕作に際して、日々、土中の甕棺の存在を意識せざるを得ないように思われる。それは、その場所を墓として特定し続ける理由の一つとなる。

二つの地域の葬法上の一致点はどのような意味をもつのであろうか。畑など自家の所有地の一隅に死者を単独で葬る葬法は、どちら地域でも、その土地の畑としての使用を前提に行われている。死者は、耕作をさまたげないように、畑の隅に埋葬される。徳島の山村地

域で、戸主や長男が畑などの中央に埋葬されることがあるが、それは、南檜原でみられた自家の一番良い畑に死者を葬るという事例と同様に、家觀念の強調をとくに意図した習俗とみなされる。

死者の埋葬（土葬）が、家々の私有する畑に、耕作を前提にして行われるという事柄は、二つの論点を提示するように思われる。一つは、耕作と土葬の歴史的前後関係に関するものであり、もう一つは埋葬地点として畑が選ばれる理由に関するものである。

死者の畑への土葬は、その土地が土葬以前にすでに畑であることを前提とする。耕作と土葬の関係は前者が先である。さらに、土葬は自畑等、個々の家の所有地に行われるから、土葬が慣行として定立するためには、家制度と家々による安定的な土地私有の二つが確立していなければならない。歴史的にみて、このような条件が一般の農民にまで行き渡るのは江戸時代と考えられる。二つの地域における土葬の開始は、江戸時代とみることができよう。

このような想定は、土葬以前の葬法に関する知見と、土葬開始の機縁に関する検討を必要とする。土葬以前の葬法として考えられるものは、火葬と、柳田がオキツスタへと呼んだ地上安置型葬法、および、畑以外の土地への土葬の三つである。

南檜原では火葬に関する情報は提供されていないが、古宮地区一帯、あるいはより広い徳島県域では、かつて「ボタ焼」と呼ばれる火葬が行われていた。荒岡によれば、

〔昔の火葬は〕人里はなれた山ろくの台地に穴を掘って、部落の人が死体を焼きに行ったのである。…家人が一、二名と講中の

五、六名で焼いたそうた。…棺を横にして穴の底におき、その上にかわいた松の薪を棧にして、石油をふりかけて火をつけ焼いたそうである。…（荒岡、一九六三・七三―七四）

このボタ焼は明治時代以降の習俗である。当該地域の火葬は、この後、明治時代後半から大正時代にかけて、いくつかの集落に小さな火葬場ができ、さらに一九五〇年代以降に地区単位の火葬場ができて普及していく。明治時代のボタ焼は、このような火葬普及の流れの端緒に位置するものである。しかしながら、それは、江戸時代かそれ以前にこの地域で行われていた火葬の復活であるかもしれない。

ただ、火葬は土葬に比べて費用がかかるといふ。たとえば、火葬で使用する薪は自分持ちである（荒岡 一九六三・七三）。この観点からみると、土葬以前の時代が火葬であったとしても、すべての人々が火葬を行ったと想定するのはむずかしいと思われる。その時代は、火葬と、次に述べる地上安置型葬法が混在していたと考える方が妥当であろう。

地上安置型葬法に関しては、論拠となるような資料はない。しかし、土葬以外で可能な葬法は、火葬を除けばこれ以外にはない。二つの地域での土葬のある時期からの開始を想起するならば、それ以前に、山や森、あるいは谷を降りた川岸などに、その時々場所を選んで、死者を安置して葬る慣行が行われていた可能性を考えなければならぬ。

柳田は「葬制の沿革について」のなかで、「海辺と山中の村」とは、比較的久しく二者（土葬と火葬のこと）の必要を聞かなかつたといつてよいのであらう」と述べ、「又少なくとも近世の人はそれ（所謂北郎

山上の露はなる光景」に馴れて居た」という（柳田 二〇〇一…一〇二）。柳田はここで、近世に至っても地上安置型葬法が行われていた地域があると論じている。⁶⁾その論拠が不明なのは残念であるが、本稿での推定は柳田のこの論を裏付けるかもしれない。

畑以外の土地への土葬については、それが前代に行われていたとした場合、他者の私有地への埋葬は不可能であろう。したがって、その場所は山や森など何らかの共用地か荒地のように思われる。しかしながら以下に述べるように、土葬には技術的困難がともなう。そのことと、山村という地形的制約を考えるならば、そのような場所に土葬に適した土地を想定するのはむずかしいように思われる。

かつて二つの地域で行われていた葬法が、江戸時代に一齐に土葬に変化したとするならば、その変化の契機は寺院の関与と考えることができる。江戸時代に確立した寺請け制度が、寺院による檀家の葬法への介入をうながしたのであろう。この場合、江戸時代には火葬と土葬がともにみられたというから（木下 二〇二二）、前代に火葬葬法が行われていて、江戸時代になってそれが土葬に変化したとするならば、それは土葬に積極的な宗旨の関与を想起させる。南檜原地区の寺院は臨濟宗であり（田中 一九七九…三〇四）、穴吹地区一帯の寺院は真言宗である（穴吹町誌編さん委員会 一九八七…一〇八〇、一〇九二）。これらの宗旨は土葬に積極的であったのであろうか。

前代の葬法が地上安置型葬法であった場合、寺院は宗旨の別にかかわらずそれを否定し、新しい葬法をうながしたと思われる。二つの地域でその新しい葬法が土葬であったのは、やはり土葬に指向する宗旨

の影響であろうか。あるいは、既述のように、火葬に費用がかかる点が考慮されたのであろうか。いずれの想定でも、両地域における土葬の開始年代は、寺請け制度の実質化が顕著になる江戸時代中期くらいにまで下がることになろう。

上井は半平における土葬葬法を、字の旧家緒方を例にとつて、中世にまでさかのぼるとする（上井 一九七九…二八六）。しかし、家制度が一般農民の間にまだ確立せず、土地の私有制度が安定していない時代に、末端の農民にまで同様の葬法が行われていたかどうかはお検討の余地がある。また、当該地域で中世に土葬化が推進されたとするならば、それを担った主体についての考察が必要となる。さらに、上井のこの説明は、南檜原に適用することができない。二つの地域の葬法にみられる共通点は、両者を同時に説明する仮説を必要とするように思われる。

畑への土葬は、土葬のもつ技術的困難に由来するものと考えられる。田中が南檜原で記したように（田中 一九七九…三二二、三二二）、山村での土葬には冬季の土壌の凍結という問題がつきまとう。田中の報告は、凍結した地面を掘ることが二〇世紀中頃の時点でも困難であることを示している。それならば、この困難は土葬という葬法に当初から付随した技術的課題である。

畑への土葬はこの困難を回避する。畑は南面し、その土壌は冬季に表層部分が凍結することはあっても、連年の耕作によってこなされておき、その掘り起しは容易であろう。さらに、徳島県の山分一帯では毎年、「夜ごなし」あるいは「逆掘り」という集落の共同作業が行わ

れたという。

山間農畑はそのほとんどが急傾斜地である。そのため畑の表土は自然に低い方に滑り落ちる。その肌土を元に復してから麦をまくのである。…この作業は必ず夜間の作業となる。…あらかじめ順番と日取りが決められる。…昼間、牛ですぎ起しておいた畑に、「組内の人々が」一列横隊に並んで六ツ鋤を使って山手のほうへ土を引き上げるのである。(穴吹町誌編さん委員会 一九八七・

一一二〇)

このように不断の手入れをされた畑は、どんなときでも掘りやすいにちがいない。したがって、土葬を行わなければならないとするならば、その技術的困難を乗り越えるために、畑などの耕地を選びそこに死者を埋葬することは妥当な選択である。そして、前代の葬法が地上安置型葬法であったならば、その葬法は寺院の教化もあつて倫理的にも感覚的にも受け入れられなくなつていたと考えられるから、新しい葬法としての土葬への要請は強いものであつたと思われる。

いずれにせよ、畑の一隅に死者を葬する葬法をめぐって、葬法の時代的变化にかかわるいくつかの想定が可能である。このなかで、さまざまな条件が整合するのは、江戸時代における土葬の採用という仮説のように思われる。

なお、畑への土葬が土葬のもつ技術的困難に対する回避策だとするならば、屋敷地やそれに続く控え地への土葬についても同じようにみることができると考えられる。屋敷地は通常南面するから、屋敷地やその控え地が冬季に固く凍結する可能性は低いように思われるのである。

(5) 明治時代の墓地施策と墓制の変容

当該地域一帯の近代以降の墓制の変遷について概観しておこう。徳島県下には明治三年に、畑の際への埋葬を禁止する県庁(当時は名東県)の「触れ」がでていた。藤丸が紹介するその内容は、「自分の控えの良田を墓地にする農民もあるが、これは村内の寺院や三昧と呼ぶ場所に埋葬すべきである。近隣の村に三昧がなければ、耕作に障りのない場所を合葬場にするを願ひ出よ」といったものである(藤丸 一九七九・四〇)。

この触れが、当時の県下の葬墓制の実態をどの程度踏まえていたのかはわからない。触れで「合葬場」のモデルとされた三昧は、共同利用の追葬墓をいうのであろうか。しかしながら、この触れの以前に、キタガタの多くの地域で、三昧のような共同墓地がどの程度みられたのであろうか。「二字村史」(つるぎ町)は、村内には江戸時代からある旧共有墓地と明治になつてつくられた共有墓地の二つがあるという(二字村史編纂委員会 一九七二・一一一四)。しかし、多くの市町村史誌は、明治時代に設置された共同墓地のことを述べているようにみえる。甕棺葬を行う土地では、埋葬地点は甕棺によつて半永久的に占有されるから、共同利用の追葬墓はその維持がむずかしいと思われる。

『木屋平村史』は「明治になつて法令によつて勝手に今までのように埋葬することができなくなり、共同墓地ができた。…共同墓地の中には各家の墓所を坪数で区画して購入している部落と、別に何ら区画なく、あいている都合のよい場所へ勝手に墓を造ることのできる二通りがある」という(三木 一九七一・六四八)。

この記述は、明治時代の新しい墓地施策に応じて全国各地に設けられた共同墓地の形態に、ある種の共通性が存在することを示唆している。南檜原でも、明治時代以降に設置された共同墓地は、はじめから家ごとに区画された追葬墓の形式をもつものと、家ごとの区画をもたずに共同利用の追葬墓の形式をとるものとの二つがあったからである。

そして南檜原では、どちらの形式をとっても共同墓地は継続し、独自の発展をみることができた。甕棺葬を行う徳島では、いずれの形態の共同墓地もすぐに埋葬区画がふさがれて飽和してしまうだろう。阿波市市場町の報告が「火葬になりかけたのは明治三〇年位からである。そのわけは墓地がつかえてしまい場所に困ることになったからと言っている」と記すのは（徳島県教育委員会 一九九七・三二二）、この間の事情を物語る率直な説明のように思われる。

固有の葬法を否定する明治時代の新しい墓地施策によって、徳島でも徐々に、各地に共同墓地が設置されていった。しかし、その共同墓地は当地の葬法の実態にそぐわない。おそらくそのことと関連して、右の市場町の報告がいうように、当地では火葬が徐々に普及していくのであろう。

同時に、個別の墓を統合して一つにまとめるハカヨセが、家々の間で行われるようになる。上板町では「累代墓（又は寄せ墓）は大正四〇五年頃から始まって近頃とみに多くなった」という（前川 一九八一・一一四）。藤丸も、火葬の導入によって累代墓が形成され、「徳島県内の山分集落では昭和になってから」みられるようになった

とする（藤丸 一九七九・四〇～四二）。これは、上井が「家単位に新しく石塔を一基たて、下部に大きな納骨室を持つ型」（上井 一九七九・二七一）と述べたもので、寄せ墓、累代墓、骨堂墓などと呼ばれる、石塔付き家墓である。右記したように、この過程は大正時代くらいから徐々に進展し、「数年前からの傾向」という半平でも、「今後はこの形態がこの地方で一般的な姿になると思われる」とされる（上井 一九七九・二七一）。

以上の葬法と墓制の変化の概観は、徳島のこの一帯に両墓制の成り立つ余地がないことを示している。畑の一隅に死者を葬する固有葬法では、石塔はほとんど建てられない。建てられた場合でも、それは埋葬地点上の石の設えの上に設置される。つるぎ町貞光地区の報告で「土葬の場合は、カメ、又はオケを使用した。カメは碑を建てても傾かないので、オケよりも良いとされた」というのは（前川 一九八二・一三二）、このことを示している。石塔が別置されることはないのである。

この固有葬法は、新しい時代を迎えて、火葬を前提に累代墓などの単一の家墓の築造へと向かった。固有葬法が含有していた墓と家墓の観念が、共同墓地を飛び越えて、別の形の家墓へと進展したのである。それは、上井のいう散在する家墓が、家単位に一つの家墓にまとめられる過程である。

南檜原では、新しい時代の墓地施策は、設置された共同墓地の維持管理をめぐって、集落に墓制に関する共通性を醸成していった。その共同性は、集落ごとに石塔建立に関する選択肢をうみだし、多様な墓

制の創出をうながした。徳島のこの一帯では、新しい墓地施策による共同墓地は、埋葬の技術的特質から十分に機能しなかったと思われる。おそらく、共同墓地の維持管理をめぐる集落の共同性も十分に形成されなかったのではないだろうか。ここでは、固有葬法に表出された家観念は、墓制をめぐる集落の共同意志との相互作用によって新たな墓制を創出するのではなく、火葬の普及を後押ししつつ、直截に石塔付き家墓の形成を導いたのである。そしてこの過程は、地域による遅速の差はあっても、個々の家ごとの選択に依拠して進んでいる。

なお、墓制をめぐる集落の共同性は、固有葬法の段階ではどちらの地域にも顕著にはみられなかった。両地域で、葬法と墓制は個々の家の管轄事項とされていたのである。したがって、寺請け制度を通じて集落寺院の教化活動は、それが行われた場合、有効に機能したように思われる。近畿地方中央部のいくつかの集落では、墓制に関する集落の共同意志は、葬送儀礼への寺院の干渉を許さないほど強いものがみられた。南檜原や徳島のこの一帯では、そのようなことは考えにくい。両地域でかつて地上安置型葬法が行われていたとするならば、寺院は葬送儀礼を通じて個々の家々にその改変を指導することができたであろう。

四 結論

二つの地域に近代以前から続く在来の葬法（固有葬法）は、自畑等の一隅に死者を葬するという点で共通する。その共通性は、歴史上の

ある時点で土葬が導入されたこと、そしてその際に、土葬にともなう技術的困難を回避するために、畑等が葬地として選択されたことの結果と考えることができる。一方、両地域の固有葬法にみられる技術的差異は、二つの地域に異なる葬法ないし墓制を導いた。さらにこの差異は、明治時代の新しい墓地施策のもとで共同墓地のあり方に違いをもたらした。新たに創出されることになった墓制にそれぞれの個性はぐくんだ。在来の葬送・墓制を含む諸要素の相同と差異は、内外の諸要素の影響をそれぞれのやり方で取り込みながら、二つの地域で異なる葬墓制として結実しつつある。

本稿冒頭に述べたように柳田は、「今も南九州や関東奥羽の山村の、屋敷に接した控え地の片隅などに、前々からの葬地が残つて居る」と述べ（柳田 一九九八 a・五一〇）、ここで論じた在来の葬法と同様の葬法が各地の山村にみられることを指摘している。柳田自身は、この葬法は江戸時代になって徐々にすたれてきたとみていたようだが（柳田 二〇〇一・九八、加藤 二〇一一・五六―五九）、そのことの評価は別として、本稿で扱った二地域を含む日本周辺域の山村に固有のこの葬法の特徴は、葬法ないし墓制が個々の家々の管轄事項となっており、墓制に関する集落の共同性が十分に発達していないこと、そしてそれゆえに、自家の死者の自家の土地への葬送によって家観念が表出されていることなどの点にある。

この特色は、いわゆる両墓制が発達した近畿地方中央部の集落がもつ墓制に関する固有の特徴とは異なっている。近畿の集落の一部では、三昧などと呼ばれる共同墓（共同利用の追葬墓）の慣行が確立し、そ

ここに表出された集落の共同性は、墓制に関する強い規制力をもっていた。この規制力は外来の仏教的石塔建立を集落の共同性の外側に排除するほどの力をもつとともに、集落の家々の個々の死者の個性を共同墓の共同性のなかに溶け込ませ、消失させるものであった。別の言い方をすれば、共同墓に表出された集落の共同性のもとでは、個々の家は、自家の死者を自家の先祖として家系に定位するための、根拠を得ることができないのである。

家々が高持ち百姓として自立し、家觀念が成熟して自家の死者を自家の家系のなかに位置づけようとしたとき、その志向は、集落の共同規制のゆえに共同墓では満たされることはなかった。家々は、別の場所に自家の石塔を建立し、そこに死者の戒名等を刻んで、自家の死者の先祖としての囲い込みを行った。このことには寺院の働きかけが大きく寄与したと考えられるが、こうしてこれらの集落では、石塔という表象を用いることによつて、人々の家觀念が制度的に表出されるようになった。もちろん、石塔は追善供養塔であり、亡くなった家族への哀悼の念や逆修への志向等がその建立をうながしたことは間違いない。しかし、石塔建立の動因はそれだけではないように思われるのである。

ここでの寺院の働きかけは、死者の追善供養を丁重に行うことを通して、仏教信仰に人々を導こうとする教化活動の一つであったろう。石塔区画が寺域に設けられることが多いのも、それが住民を自らの信仰により強く囲い込もうとする、寺院の働きかけの一つだからであろう。高持ち百姓は、寺院のその教化活動を受け入れつつ、あるいはそ

れを利用しながら、自らの自立を社会的に表出する場を石塔に求めたのである。

同時に彼らは、集落の一員として集落の共同性そのものの維持にかかわった。石塔群が寺域になく、集落の一画に整然として区画されているような事例は、集落の共同性を石塔群にもおよぼし、それを管理しようとしたものとみることが出来る。その区画は、ある意味でこのような集落のあり方の象徴的表現である。そこには、石塔を建立してみずからの自立を主張する家々を、集落の共同性が囲い込むという図式を看取することができる。

墓の最小限の定義では、このように一定区画に囲い込まれた石塔群を墓と呼ぶことはできない。しかし、そこに墓制に関する集落の共同意志をみるならば、墓の最小限の定義には拡張が必要であろう。ただしこの点は、紙幅の都合から別に論ずることにしたい。

いずれにせよ、ここでは墓制に関する集落の共同性のあり方が、葬送・墓制に対する家觀念の発現形態を規定しているようにみえる。その共同性が強い場合、共同墓が維持され、死者の追善供養あるいは家觀念の表出のために、寺域や固有の土地区画などの別の場所に、石塔などの表象が建立されることになる。その共同性が弱い場合、家觀念はそれを直截に表出する家墓の築造に結びつき、死者の追善供養あるいは家觀念の表出のために、さらに石塔がそこに付置されることがある。

山村の場合もその共同性は弱い、ここではさらに土葬の抱える技術的困難等に由来して、家墓形成への指向はみられず、家觀念は自畑

への単独葬という形で表出される。そして、死者の追善供養あるいは家觀念の表出のために、葬送地点ないしその近くに石塔が建立されることがある。なお、いずれの場合でも、石塔の建立には家々の経済的余裕がかかわるのであろう。

近世以降の墓制に関する以上の三つのスキームのうち、第二番目のものについては本稿では論じていない。このスキームは、柳田のいう「新しい都市、又は人口の日に加はるべき生産地」で始まった、「始めから共同の埋葬地を区割せず、個々の廟所を以て直接に収蔵の用に宛てた」墓制（柳田 一九九八b・一〇五）に相当するようと思われる。

都市が農村部ほどの強い共同体規制をもたないことは我々の経験するところであり、農村部の集落でも新しい分家や移住者などに共同体規制がおよばないことは、柳田自身が故郷の三昧の例を用いて記している（柳田 二〇〇一・九九七）。これらはいずれも近現代のことであるが、それは都市が勃興し、また各地で新田開発が盛んとなった江戸時代にも当てはまるものであろう。

柳田によれば、江戸幕府の施策として江戸市中など都市部に寺院が設けられ、そこに葬地が付置された。その葬地には石碑が建立され、家々の廟所が形成された（柳田 一九九八a・五二二）。都市における石塔付き家墓形成の事例である。新田開発村では、新しい集落の共同性が醸成される以前に、個々の入植家ごとに墓を必要とする事態が生じ得よう。そのような状況下では、家墓の形成が自然に進められたと思われる。それはちょうど、原町田の陸川老が墓を設けて土地に根

付き、新たな御先祖になろうとしたこと（柳田 一九九八b・一六一七）と同じ歴史過程であると思われる。

本稿で私は、畑の一隅に死者を葬る習俗をめぐる二つの事例に検討を加え、一定の仮説を提示するとともに、ホリスティックな視点からの葬送・墓制史の理解を試みた。近世以降近代に至る葬送・墓制史は、この時代に特有の家觀念形成の動きが、墓制領域におよんだものと理解することができる。民俗としての墓制の多様性は、集落の共同性の特質や地理的・地形的特徴、国の施策などが、この動きに影響を与えて形成されたものとみるのが妥当である（二〇二二・一〇・二〇）。

註

(1) この変化を結果から逆に眺めるならば、「墓所が又一つの屋外の祭場であつて：」（柳田 一九九八b・一〇四）という立論が導かれる。墓所の姿は、「もとは荒忌のみたまを別に祭らうとする、先祖の神に対する心づかひから、考え出された隔離」（柳田 一九九八b・一〇四）、すなわち「礼拝所」であつたというのが柳田の考えである。

(2) 本稿の内容の一部は、二〇二二年四月二日の岡山民俗学会年会の講演で発表したものである。当日ご教示をいただいた会員諸氏に感謝したい。

(3) 事例10、11の教馬の共同墓地の設置年代は、宮本と栗山の記述にもとづく（宮本、栗山 一九六九・五二二）。

(4) 岡山民俗学会の難波俊成氏によると、埋葬地点の真上に石塔を建てる場合は、その場所に石柱を二本、横に並行に渡して、その上に石塔を組むという。氏の家の古い墓は、石柱ではなく栗の丸太を二本渡した上に

石塔を組んでいたもので、長い間に石塔が傾き、近年、石柱に変える工事をしたという。この技術は単純で合理的なので、かなり以前からあったのではないかと思われる。ただし、埋葬地点が畑の場合、この技術を用いても石塔の安定した建立はむずかしいと思われる。

(5) ただし、たとえば民俗地図で棺桶(木棺)使用とされている木屋平村や上板町は、それぞれの村史、町史で甕棺も用いられたと記されている(三木 一九七二・一一二、上板町史編纂委員会 一九八五・六二六)。甕棺併用地帯の範囲はこの分布地図よりも広いと考えられる。

(6) 表2で、墓の筆数と墓内に墓域をもつ墓の筆数が異なるのは、種別が「墓」であつても実際に死者が埋葬されていない土地があることを示している。なお、上井は個々の家の宅地に墓域をもつものが六例あるとされているが(上井 一九七九・二七八)、上井の一覧表からは七例がみいだされる。また、上井の一覧表中、38番の家の五〇一番地の畑に墓域面積の記載がない。上井の示した分布図をみると、38番の家のある宅地(五〇〇番地)の隣接区画に、38番と記された墓が二つ記されている。おそらく、この土地が五〇一番地の畑であろう。上井の一覧表に当該畑の墓域面積の記載がないのは誤植と思われる。表2ではこの畑も墓域をもつものに含めて示している。

(7) 美馬市に隣接する吉野川市鴨島町の報告では、「鴨島町の墓は」従来は単墓、ヒトツバカと呼ばれる。まれに夫婦墓もある」という(前川 一九八四・一九五)。「単墓」の読み方がヒトツバカなのであろう。また、キタガタの上板町の報告は「ひとつ墓(単独墓) 夫婦墓は以前からあり、累代墓(又は寄せ墓)は大正四〜五年頃から始まって近頃とみに多くなつた」と記している(前川 一九八一・一一四)。このことばの報告例は多くないが、一帯でそう呼ばれているものと考ええる。なお、夫婦墓(ミ

ョウトバカ)は、「夫婦を土葬の時並べて埋めその上の一つの墓碑に二人の戒名をならべて記して建ててある墓」をいう(荒岡 一九六三・一一二)。

(8) 柳田は、『先祖の話』でも「都市が勃興し人の往来の多くなつたのは、三百年以上の昔からであるが：それから以後でも空地のまだ多い田舎だけは、：人のあまり行かない山の奥や野の末に、ただ送つて置いて来ればよかつたのである」と述べて(柳田 一九九八b・一一九)、この議論を保持している。

(9) キタガタ全体では真言宗寺院が多くを占めるが、浄土真宗寺院もみいだされる。

参考文献

- 阿佐宇治郎 一九五三『井内谷村誌』井内谷村役場
穴吹町誌編さん委員会 一九八七『穴吹町誌』穴吹町
荒岡一夫 一九六三『美馬の民俗』前編 自刊
一字村史編纂委員会 一九七二『一字村史』徳島県美馬郡一字村役場
上井久義 一九七九(一九七六)「家と墓の一考察」上井久義編『葬送墓制研究集成第五巻 墓の歴史』名著出版
加藤正春 二〇一〇「附論 共同墓の論理——宮古諸島の改葬墓と本土の埋め墓と——」加藤正春『奄美沖繩の火葬と葬墓制——変容と持続——』榕樹書林
加藤 正春 二〇二二「柳田国男の「葬制の沿革について」と沖繩の葬墓制」『沖繩文化』一一一号
金沢 治 一九七四『日本の民俗 徳島』第一法規出版
上板町史編纂委員会 一九八五『上板町史 下巻』上板町長富永貞刊

木下光生 二〇一二「近世の葬送と墓制」勝田至編『日本葬制史』吉川弘

文館

木屋平村史編纂委員会 一九九六「改訂木屋平村史」木屋平村

澤田順子 一九九八「葬式儀礼」徳島県文化振興財団民俗文化財集編纂委

員会『神山の民俗』徳島県文化振興財団

澤田順子 二〇〇九「葬送儀礼」徳島県文化振興財団『日開谷川流域の民俗』

徳島県文化振興財団

田中正明 一九七九（一九七三）「東京都檜原村南檜原の両墓制」最上孝敬

編『葬送墓制研究集成第四巻 墓の民俗』名著出版

田中正明 一九八七「山梨県上野原町西原の両墓制」『日本民俗学』一六九

徳島県教育委員会 一九七九『徳島県民俗地図』徳島県教育委員会刊

徳島県教育委員会 一九九七（一九九五）「徳島県文化財調査報告集第8集

阿波の民俗」大島暁雄、松崎憲三、宮本袈裟雄、森本嘉訓『日本

民俗調査報告書集成 四国の民俗 徳島県編』三一書房

徳島文理大学比較文化研究所年報編集委員会 一九八九「井川の民俗」同

委員会刊

鳴門市史編纂委員会 一九七六『鳴門市史 上巻』鳴門市

鳴門市史編纂委員会 一九八八『鳴門市史 下巻』鳴門市

二松学舎大学附属高等学校社会科研究部 一九八三『東京都檜原村人里の

民俗』同部刊

浜中銀之助 一九九二（一九七四）「檜原村上川苔の両墓制」『復刻版 檜

原村史研究』檜原村史編纂委員会

藤丸 昭 一九七九「徳島県の葬送・墓制」市原輝士、藤丸昭、森正史、

阪本正夫『四国の葬送・墓制』明玄書房

前川富子 一九八一「上板町の葬送について」『郷土研究発表会紀要27 総

合学術報告 上板町』阿波学会

前川富子 一九八二「貞光町の葬送について」『郷土研究発表会紀要28 総

合学術報告 貞光町』阿波学会

前川富子 一九八四「鴨島町の葬法」『郷土研究発表会紀要30 総合学術報

告 鴨島町』阿波学会

前田俊一郎 二〇一〇「墓制の民俗学 死者儀礼の近代」岩田書院

梶田一二 一九六九「集落・人口」梶田一二、大村肇、福宿光一、石井有

三郎『秋川流域の人文地理』『西多摩文化財総合調査報告第3分冊』

東京都教育委員会

三木寛人 一九七一『木屋平村史』木屋平村

宮本馨太郎、栗山欣也 一九六九「秋川流域の民俗」『西多摩文化財総合調

査報告第3分冊』東京都教育委員会

民俗学研究所 一九五一『民俗学辞典』東京堂

柳田国男 一九九八a（一九三二）「明治大正史世相篇」『柳田国男全集』

第五巻 筑摩書房

柳田国男 一九九八b（一九四六）「先祖の話」『柳田国男全集』第一五巻

筑摩書房

柳田国男 二〇〇一（一九二九）「葬制の沿革について」『柳田国男全集』

第二八巻 筑摩書房